

平成 25 年 1 月 25 日
福祉部高齢社会対策課

第 5 期（平成 24～26 年度）練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
の検討上の課題について

1 第 5 期計画の検討体制

区 分	高齢者保健福祉 懇談会	介護保険運営協議会	地域包括支援 センター運営協議会 地域密着型サービス 運営委員会
設置根拠	要綱設置（非常設）	条例設置	条例設置
構 成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区民 6 名 ・ 高齢者の保健福祉関係者 10 名 ・ 学識経験者 3 名 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者 6 名 ・ 医療保険者の職員 1 名 ・ 医療従事者 1 名 ・ 福祉関係団体の職員等 4 名 ・ 介護サービス事業者の職員 6 名 ・ 学識経験者 2 名 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者 6 名 ・ 居宅サービス等の利用者 1 名 ・ 医療従事者 2 名 ・ 保健福祉関係団体の職員等 5 名 ・ 指定居宅サービス事業等の職員 4 名 ・ 学識経験者 2 名
検討事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢期の住まいづくり・住まい方の支援 ・ 高齢者の生活支援と見守りの充実 ・ 高齢者の社会参加の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険施設の整備促進 ・ 認知症になっても安心して暮らせる地域づくり ・ 介護・医療の連携の仕組みづくり ・ 主体的に取り組む介護予防の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者相談センターを中心とする相談支援体制の充実 ・ 地域密着型サービス拠点の整備促進

2 検討上の課題

第 5 期計画の策定にあたっては、8 つの施策について 3 つの会議体で検討を行ったが、「高齢期の住まいづくり・住まい方の支援」と「介護保険施設および地域密着型サービス拠点の整備促進」や、「高齢者の社会参加の促進」と「主体的に取り組む介護予防の推進」など、テーマに重なりや関連があり非効率な点があった。

こうしたことから、第 6 期計画の策定に際し、高齢者保健福祉施策と介護保険事業を総合的に議論するための方策について検討を行う。